

なるほどね。周りの目を気にし、周りからみなされることを避けたいのですね。今まで“ひとごと”のように考えていたけれど、身内の結婚によってはじめて自分の差別意識に気づくことになるのですね。



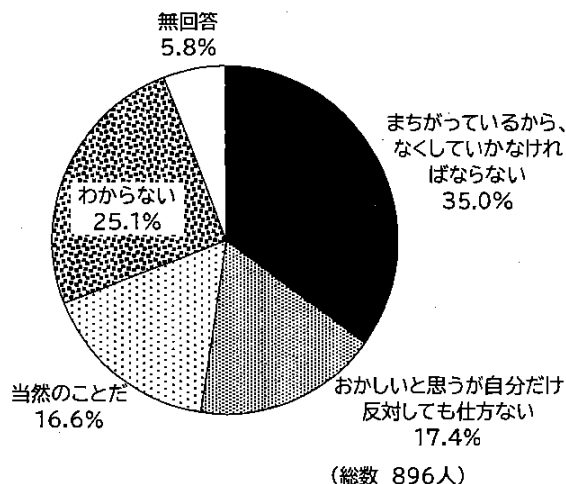
「結婚や就職などの際に身元調査があること」が 32.5%で、約 1/3 の人が答えています。そもそも身元調査ってなんですか？



身元調査とはね、本人には内緒で第三者（興信所や探偵社等）を通して、本籍地や家族、財産などを戸籍謄本や住民票などで調べることです。その情報をもとにその人の価値を決めようとする行為です。何か悪いところはないかというマイナスイメージをもって調べます。身元調査は憲法で保障されている基本的人権を侵害するものです。次の円グラフは「結婚時の身元調査」の結果です。

問 6-3 結婚のとき、相手方の身元調査をすることについて、あなたはどのようにお考えですか。（選択は1つ）

図 6-3-1 結婚時の身元調査（選択は1つ）



「まちがっているからなくしていかなければならない」という人は 35.0%で約 1/3 ほどですね。「わからない」という人も 25.1%と 1/4 もあり、身元調査に対する善悪の判断がつかない人もいます。関心が低い人もいることがわかりますね。



結婚時や就職時の身元調査は、同和地区出身者の排除などを目的として行われ、重大な人権侵害です。憲法で保障されている幸福を追求する権利や職業を選ぶ自由などを侵害する行為です。だから、身元調査の依頼も協力もしないことが大切です。



そうですね。よくわかりました。それから、問 12 では「住宅などを買ったり借りたりするときに同和地区を避けること」が 24.6%もあります。これはどういうことですか？



住宅を購入しようとした際に、価格や立地条件などが希望に合っても、その物件が同和地区にあるとわかったら避ける人がいることが問題だと考える人の割合です。住宅を取得してそこで暮らすことによって、周りから同和地区の人とみなされることから避けているのではないかと考えます。

同和对策事業により、住宅や道路の改良など同和地区の物的な生活環境は大きく改善されました。しかし、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が起きている現状から、平成 28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」*2 が施行されました。同和問題は私たちにとって「ひとごと」ではない現在進行形の重要な人権課題です。

*1 「部落差別（同和問題）とは、同和地区、被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他日常生活の上でさまざまな差別を受けるという重大かつ深刻な人権問題です。」「人権ポケットブック③「なくそう！部落差別（同和問題）」公益社団法人人権教育啓発推進センター 2024 年

*2 詳細は、松江市人権啓発広報紙 Only One No.7（平成 29 年 9 月発行）を参照。

○参考・引用：「人権に関する市民意識調査」（令和 5 年度調査）松江市

「見なされる差別—なぜ、部落をさけるのか」近畿大学人権問題研究所所長 奥田均 解放出版 2007 年
○本の紹介：人権啓発パンフレット「心をひらこう-部落差別（同和問題）を考える-」（人権教育啓発推進センター 2023 年）このパンフレットには、部落差別の歴史的背景、同和对策審議会答申とその後の対策事業、部落差別の現状とその解決に向けて等の内容で構成されています。今年は同和对策の基礎となった「同和对策審議会答申」（1965 年）から 60 年になります。学び直してみませんか。

